

令和8年度 事業計画

我が国では、少子高齢化が急速に進展し、あらゆる分野で労働力が減少していることにより、65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの雇用確保が努力義務として求められていることから、シルバー人材センターでは新入会員の確保に苦慮しているところであります。

このような中、人生100年時代を見据え、活力ある地域社会づくりに貢献する組織として、シルバー人材センターの担う役割は一層重要なものとなっております。

当センターの事業実績においては、新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に回復し、経済活動がほぼ正常化してきたことにより、近年では一般家庭を含めた民間事業においては増加傾向を維持しております。

令和7年4月以降の契約から、発注者の理解が得られたことにより、新たな契約方法(発注者、会員、センターの三者間の包括的契約)へ円滑に移行することができました。しかし民間事業所においてインボイス制度(適格請求書等保存方式)による税負担が発注者側へ移行し、今後更に今年度の10月から段階的に引き上げられることが決定しているため、継続して理解を得ることができるのか懸念されるところであります。

このようにシルバー人材センターを取り巻く環境は変化しており、より厳しさを増している状況であります。

今後もこうした環境変化に対応するため、情報収集等に努めると共に、基本理念であります「自主・自立・共働・共助」を実践し、引き続き就業機会及び会員の拡大、並びに運営基盤の強化に努めてまいります。

I 基本方針

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する事業であり、次の4つの事業で構成している。

1. 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
2. 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

3. 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習
4. 上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

Ⅱ 事業実施計画

1. 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
 - ・ 高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間事業所、官公庁等から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供する。
2. 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
 - ・ 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供を行う。
 - ① 有料の職業紹介事業
 - ・ 臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これをそのような仕事を希望する高齢者に紹介する。
 - ② 一般労働者派遣事業
 - ・ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、あらかじめ登録した高齢者のうち、派遣労働を希望する高齢者を対象にした一般労働者派遣事業を推進する。
3. 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習
 - ・ 就業上必要な技能、知識を向上させる研修・講習会等を開催する。
4. 上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動
 - ① 普及啓発
 - ・ 当センター事業の公益性や目的などの周知を図るため、市の広報紙へ掲載依頼する。
 - ・ センター発行の広報誌等の内容を充実させるとともに、関係機関へ広く配布する。
 - ・ 当センターホームページにより、センター情報を発信し、事業を周知す

る。

- ・ 自治会の回覧板を活用してセンター事業の普及啓発、会員募集等のPRを行う。
- ・ 公共機関等のイベントに参加し、チラシ配布等によるPR活動を行う。

② 安全・適正就業の推進

- ・ 常に安全な状態で就業出来るよう機械や器具の正しい使い方、安全就業に対する心構えや意識の向上を図る。
- ・ あらゆる機会を通じ会員に安全意識の啓発を行うとともに、就業先への巡視を行う。
- ・ 事故「ゼロ」を目指し、会員の就業途上の交通事故や転倒事故防止を図るため、関係機関の協力を得て交通安全講習会、救急救命講習会等を開催する他、啓発活動を行う。
- ・ 健康診断の受診を奨励し、加齢による体力や判断力の低下を意識しながら常に良好な状態で就業出来るよう自身の健康管理を促す。
- ・ 定期的に就業内容を確認・調査し、請負、委任になじまない就業については発注者への理解を求め、契約内容の見直しを行い法令を遵守した就業を図る。

③ 調査研究

- ・ 今後の運営に資するため、アンケートを実施する。
- ・ 未就業会員を減らすため、未就業会員の状況調査を行い、希望職種の転換等を促し就業率の向上を目指す。
- ・ センター運営のデジタル化を推進することにより、会員にとっての利便性を向上させるとともに事務コストを削減するなど、事務処理の効率化に努める。

④ 就業分野の開拓・拡大

- ・ 就業の継続や新規受注の掘り起こしにより就業機会の拡大を図り、民間事業所及び福祉関係団体等へ訪問活動を推進する。
- ・ 家事援助サービス等の事業拡大を目指し女性会員の入会促進を図る。
- ・ 女性会員同士の交流の場を設け、連携強化に努める。
- ・ ハローワーク等関係機関と連携し、会員拡大に努める。
- ・ 独自事業の調査研究及び検討に努める。

⑤ 相談、情報提供

- ・ 毎月第1・3月曜日の2回入会説明会を実施し、センター事業の趣旨に賛同し健康で働く意欲と能力・知識・経験を有する会員の増強を図る。
 - ・ 地域住民や会員からの相談を随時受け付け、情報提供を行うことで就業機会の確保と提供を図る。
- ⑥ 社会参加活動の推進
- ・ 社会活動の一環として公共施設等のボランティア活動を積極的に推進する。